

議第33号

京都市地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会条例の一部
を改正する条例の制定について

京都市地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会条例の一部
を改正する条例

京都市地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会条例の一部を次のよ
うに改正する。

第1条中「地方独立行政法人法」の右に「(以下「法」という。)」を、「い
う。)の」の右に「所掌事務,」を加える。

第6条を第7条とし, 第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ, 第1条
の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第2条 委員会は, 法によりその権限に属させられた事項を処理するほか,
法第26条第2項各号に掲げる事項及び法第28条第1項各号に定める事項
(同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の
期間における業務の実績を除く。)について, 市長の諮問に応じ, 調査し,
及び審議するものとする。

附則第2項を削り, 附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は, 平成30年4月1日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会に、地方独立行政法人京都市立病院機構の業務の実績等について、調査し、及び審議させる必要がある
ので提案する。